

議案第34号

関市印鑑条例の一部改正について

関市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請の方法を拡充するため、この条例を定めようとする。

## 関市印鑑条例の一部を改正する条例

関市印鑑条例（昭和51年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「者で、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいい）を「者は」に、「個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録されている者に限る。）を有するものは」を「個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して」に、「に個人番号カードを使用し、暗証番号を入力することにより」を「を利用して」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。